

大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、文化公演事業者の海外ビジネス展開及び姉妹都市、MOU締結都市（以下「姉妹都市等」という。）との交流の深化につなげるため、大阪・関西万博でさらなる連携強化を図った海外都市ネットワークを活用し、大阪の魅力となっている文化等の海外での公演・展示会等（以下「海外公演等」という。）に要する経費に対し、予算の定める範囲内において補助を行う、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件をいずれも満たしているものとする。

- （1）海外でのビジネス展開及び姉妹都市等との交流の深化につながると市長が認める事業
- （2）大阪市芸術文化振興条例（平成16年3月29日条例第20号。）第2条第1号に定める芸術文化で大阪の都市魅力発信につながると市長が認める芸術文化を実施する事業
- （3）大阪市の姉妹都市等のうち、市長が指定した都市で実施する事業
- （4）公序良俗に反しない事業
- （5）政治活動や宗教活動を目的としていない事業
- （6）本補助金の補助対象となる事業について、大阪市から他の補助金等の交付を受けていない事業

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

- （1）大阪市内での活動実績を有しており、第2条の規定による補助対象事業を実施する法人
 - （2）大阪市内での活動実績を有しており、第2条の規定による補助対象事業を実施する団体又は個人の姉妹都市等での公演等を企画・制作する法人
- 2 前項の補助対象者は、次の要件をいずれも満たしていなければならない。
- （1）代表者及び所在地が明らかなこと
 - （2）会計経理が明確なこと
 - （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団及び第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
 - （4）大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
 - （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合でないこと
- 3 第1項第2号の補助対象事業を実施する団体又は個人は、次の要件をいずれも満

たしていなければならない。

- (1) 代表者及び所在地が明らかなこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (3) 大阪市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合でないこと

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、原則として補助金交付決定日以降に発生したもので、補助対象事業を実施するために必要と認められる別表第1に定める経費とする（消費税及び地方消費税を除く）。ただし、事業実施日（海外公演等の開始日）の属する年度の前年度から補助対象事業実施に係る経費が発生する場合は、第7条第1項の規定による通知を受けた日から事業実施日（海外公演等の開始日）の属する年度の補助金交付決定日までの経費も対象とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、府及びその他地方公共団体若しくは、姉妹都市等・外国政府機関、総領事館等の海外の公的機関から、補助対象事業に補助金・助成金等の交付を受けている、又は受ける予定である場合は、その相当額を補助対象経費から除く。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対して交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内、かつ1事業あたり1,000万円を限度（以下「補助対象額」という。）とし、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、補助対象経費及び補助対象外経費を含めた総事業費から補助対象額を差し引いた額を超える収入が発生した場合は、その超過分を補助対象額から減額するものとする。

- 2 前項に定める補助金の額は、第7条第1項で内定した額を限度とする。
- 3 申請初年度の補助対象額は500万円を限度とする。
- 4 事業実施日（海外公演等の開始日）の属する年度の補助対象額は、第7条1項で内定した額から初年度の交付決定額を控除した額を限度とする。

（補助金交付要望書の提出）

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金交付要望書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、別に定める「大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金募集要項」に定める募集期間内に、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の要望書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 暴力団排除に関する誓約書
 - (4) 法人の定款

- (5) 現在事項証明書又は履歴事項証明書（いずれも発行後3か月以内のもの）
- (6) 決算書の写し（要望書提出の日の属する事業年度の前2事業年度分）
- (7) その他市長が必要と定める書類

（補助対象事業の内定及び通知）

第7条 市長は、第6条の規定による補助金の交付の要望があったときは、当該要望に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付対象となる事業（以下「補助交付対象事業」という。）及び交付しようとする補助金の額を内定（以下「交付内定」という。）し、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金交付内定通知書（様式第2号）により補助金の交付の要望を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付内定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による調査の結果、補助金の交付対象として内定することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金不内定通知書（様式第3号）により補助金の交付の要望を行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、募集期間終了後50日以内に当該要望に係る補助金の交付内定又は補助金の交付対象として内定しない旨の決定をするものとする。
- 5 交付内定の補助金の額は、第5条第1項の補助対象額の規定を準用する。

（交付要望の取下げ）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「内定者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付内定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金交付要望取下書（様式第4号）により要望の取下げを行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、内定者の自己都合により要望を取り下げ場合は、その原因となる事実発生後、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金交付要望取下書（様式第4号）により速やかにこれを行わなければならない。
- 3 前2項の規定による要望の取下げがあった場合は、既に行った当該要望に係る補助金の交付内定はなかったものとみなす。

（事情変更による補助金の交付内定の取消し等）

第9条 市長は、第7条第1項の規定による補助金の交付内定をした場合において、天災地変その他交付の内定後に生じた事情の変更により補助交付対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は内定者が補助交付対象事業の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（内定者の責に帰すべき事情によるときは除く。）は、補助金の交付内定の全部若しくは一部を取消し、又はその内定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金事情変更による交付内定取消・変更通知書（様式第5号）により内定者に通知するものとする。

（補助金の交付内定の取消し）

第 10 条 市長は、次の各号に該当すると認めたときは、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助金の交付の要望、申請について不正の事実があった場合
 - (2) 補助交付対象事業の遂行が、補助金の交付内定の内容又はこれに付した条件に違反していると認められる場合
 - (3) 第 11 条第 1 項の規定による、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金交付申請書（様式第 6 号）が期日までに提出されない場合
 - (4) 補助交付対象事業の内容に変更があった場合（補助目的達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、やむを得ず生じてくる変更で第 2 項の要件をいずれも満たすものを除く。）
 - (5) その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合
- 2 前項第 4 号の要件は次のとおりとする。
- (1) 想定集客数が第 6 条第 2 項第 1 号による事業計画書の想定集客数を下回らない場合
 - (2) 想定集客率が 50%を下回らない場合
- 3 第 1 項のほか、市長は、補助金を交付すると、その補助交付対象事業に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 4 第 1 項及び第 3 項の規定による取消しを行った場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

（交付申請書の提出）

- 第 11 条 内定者は、第 7 条第 1 項の規定による通知に係る補助金の交付内定の内容及び付された条件を受諾したときは、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金交付申請書（様式第 6 号）に規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と定める書類
- 3 内定者は、交付内定の後に補助目的達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、やむを得ず変更が生じたとき（第 10 条第 2 項の要件をいずれも満たす場合に限る。）は、第 1 項の申請書及び第 2 項各号の書類に変更内容を記載しなければならない。

（交付決定）

- 第 12 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金交付決定通知書（様式第 7 号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項について

て修正を求めること又は条件を付することができる。

- 3 市長は、第1項の審査等の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、理由を付して、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金不交付決定通知書(様式第8号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 4 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の受領後 30 日以内に当該申請に係る補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第13条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金交付申請取下書(様式第9号)により申請の取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

- 第14条 市長は、補助対象事業の完了後、第22条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者から請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助対象事業の変更等)

- 第15条 補助事業者は、補助対象事業の内容等の変更(補助目的達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、生じてくる軽微な変更を除く。)をしようとするときは、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金変更承認申請書(様式第10号)を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金中止・廃止承認申請書(様式第11号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。
- 2 前項の軽微な変更とは、以下の要件をいずれも満たす場合とする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。
 - (1) 想定集客数が第6条第2項第1号による事業計画書の想定集客数を下回らない場合
 - (2) 想定集客率が50%を下回らない場合
 - (3) 事前の協議により市長が認める場合

(概算払い)

- 第16条 市長は、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要であると認められるときは、補助対象事業の完了前に第12条に基づき決定された補助金の額の範囲内で全部又は一部を概算払いすることができる。
- 2 補助事業者は、前項による補助金の概算払いを受けようとするときは、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金概算払申請書(様式第12号)を市長に対し提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められたときは、申請書を受けた日から 15 日以内に大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金概算払決定通知書(様式第13号)に

より補助事業者に通知する。

- 4 補助事業者は、前項の規定による通知を受けた日から 10 日以内に、市長に対し補助金の請求を行うものとする。
- 5 市長は、前項の規定による請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

（調査及び進捗状況の報告）

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業に関する調査又は補助事業者に対し、補助対象事業の遂行に関する報告を求めることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第 18 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第 14 号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

（1）補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）補助対象事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

- 4 第 11 条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。
- 5 補助事業者は、第 2 項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から 20 日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。
- 6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第 3 項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

（補助事業等の適正な遂行）

第 19 条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第 20 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第 21 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金実績報告書（様式第 15 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

ただし、年度の末日まで補助対象事業が行われている場合にあっては、事業実施の属する年度の末日に作成するものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助金の交付決定額とその精算額
 - (2) 収支決算書
 - (3) プログラム等印刷物
 - (4) 補助対象事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
 - (5) 領収書等補助対象経費にかかる支出の確認ができる書類
- 3 前項に定める補助対象事業の実績などについては公表する。

（補助金の額の確定等）

第 22 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、第 12 条で決定した額を限度に交付すべき補助金の額を確定し、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金額確定通知書（様式第 16 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の精算）

- 第 23 条 概算払いを受けた補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金精算書（様式第 17 号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助対象事業等が行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。
- 2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 20 日以内に市長に提出しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、第 12 条により通知された金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
 - 4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者へ通知しなければならない。
 - 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は不足額に係る請求をしなければならない。
 - 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の納付）

- 第 24 条 市長は、補助事業の実施にあたり、海外の付加価値税について補助金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について補助事業者へ検討を求めることができる。
- 2 補助事業者は、補助対象事業完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、速やかに海外付加価値税還付報告書（様式第 18 号）を市長に提出しなけ

ればならない。

- 3 市長は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（決定の取消し）

第 25 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱に付した条件に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
 - (4) 補助対象事業が、補助金の交付の決定の内容に従って完了せず、又は補助事業の目的を達成することができないと認められるとき（市長がやむを得ない事由があると認める場合を除く。）。)
- 2 市長は、前項の規定若しくは規則第 17 条第 3 項による取消しを行ったときは、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金交付決定取消書（様式第 19 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 26 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付（概算払いにより交付した場合を含む。）されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

（加算金及び延滞金）

- 第 27 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。
- 2 補助事業者が補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
 - 3 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（関係書類の整備）

第 28 条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 22 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第 29 条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。
- 2 規則第 21 条ただし書きに規定する市長が定める期間を経過する以前に取得財産を処分しようとするときは、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金取得財

産処分承認申請書（様式第 20 号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、取得財産の処分を認める、又は認めないことを決定し、大阪市文化等海外ビジネス展開促進事業補助金取得財産処分承認・不承認通知書（様式第 21 号）により補助事業者に通知するものとする。
- 4 規則第 21 条ただし書き並びに同条 2 号の規定により市長が定める財産の種類及び期間は、別表第 2 に定めるとおりとする。
- 5 第 2 項の規定により市長の承認を受け、取得財産の処分を行うことにより収入があったときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

（収益納付）

第 30 条 市長は、補助事業者が当該補助対象事業の実施結果の事業化、知的財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助対象事業の実施結果の他への供与による収益が生じたことを確認したときは、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

附則

この要綱は、令和 8 年 8 月 7 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費

項目	内訳
海外渡航に関する費用	宿泊費（注 1）、旅費交通費（注 2）、ビザ取得経費 など
出展・企画に関する費用	出展料、出演料、構成・演出料、音楽制作料 など
会場・施工に関する費用	会場使用料、運搬費、上映費 など
事業運営に関する費用	委託費、謝金、コーディネーター料 など
広報宣伝に関する費用	広告宣伝費、動画制作費、印刷費、写真費 など

（注 1）宿泊費の 1 泊あたり上限額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）別表第 2 における「職務の級が十級以下の者」に定める額とする。

（注 2）旅費交通費について、運賃の等級が区分された鉄道、船舶、航空機により移動する場合は、最下級の運賃を補助対象経費とする。なお、鉄道賃の特別車両料金や船舶の特別船室料金は補助対象外経費とする。

別表第 2（第 29 条第 4 項関係）

財産の種類	期間
取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間